

四日市市告示 108号

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4年 3月 16日

四日市市長 森 智 広

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付要綱（令和元年四日市市告示第416号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)